

Contents

AIPPI Bureau

[東京における AIPPI 本部ミーティングー2014 年 3 月 14 日～17 日](#)

(John Bochnovic, President of AIPPI)

毎年春の AIPPI 本部ミーティングが、AIPPI JAPAN との共催による知財セミナーに合わせて、日本で開催されました。Bureau のメンバーは 3 月 14 日から 17 日まで東京に滞在し、一部のメンバーは、特許庁長官および知財高裁所長との面会、AIPPI JAPAN 事務局への訪問にも参加しました。

【詳細】(リンク先の英文仮訳)

東京における AIPPI 本部ミーティングー2014 年 3 月 14 日～17 日

(John Bochnovic, President of AIPPI)

AIPPI 本部の春期ミーティングが、今年は東京で開催され、日本部会の皆様から温かいもてなしを受けました。また、Bureau メンバーの一部はこの機会を利用して、日本国特許庁、知的財産高等裁判所、そして AIPPI JAPAN 事務局へも訪問しました。

Bureau ミーティングおよび、Reporter General チームと Secretary General チームのミーティングは、3 月 15 日 (土) と 16 日 (日) に開催しましたが、14 日 (金) には、AIPPI 知的財産セミナーとして、特許、商標、意匠に関するさまざまなテーマについて、Bureau メンバーがプレゼンテーションを行いました。日本では現在、新しいタイプの商標の登録を可能にするための商標法改正が行われ、また、意匠法に関しては、ヘーグ協定の実施を含めて活発に議論されているため、特に日本で関心の高いテーマを扱いました。セミナー終了後は、特許庁の羽藤秀雄長官主催によるレセプションが行われ、続いて、AIPPI JAPAN 役員の皆様との夕食に臨みました。

3 月 17 日 (月) には、Bureau メンバーの一部が特許庁を訪問し、羽藤長官ならびに職員の方々と、秘匿特権など現在の重要課題について話し合いました。また、知財高裁の

飯村所長とも面会しました。同裁判所の運用や手続きに関する Bureau メンバーからの多くの質問に対し、飯村所長は極めて丁寧に回答され、有益な情報が得られました。その後、Stephan Freischem、Laurent Thibon、Cinzia Petruzzello の 3 名は、AIPPI JAPAN 事務局も訪問しました。

この 4 日間の東京滞在では、職務上のすばらしい機会と、AIPPI JAPAN の会員ならびに役員、特許庁、知財高裁の皆様と交流する機会に恵まれました。AIPPI JAPAN の会長、役員、事務局、そして会員の皆様の温かいおもてなしと、組織を挙げての尽力に、心からの感謝を表します。おかげで、非常に成果の多い有意義な訪日となりました。

その後、John Bochnovic と Stephan Freischem、Laurent Thibon は東京を発って、アジア地域訪問（後の記事で報告）へ向かいました。3 月 18 日、John Bochnovic と Stephan Freischem は、北京で中国部会の幹部と会合し、国家知識産権局（SIPO）の何志敏副局長とも面会しました。何副局長はごく最近就任されたばかりで、AIPPI の我々 2 名は光栄にも、初めての外国からの訪問者としてお迎えいただきました。

[Bureau 代表団による毎年恒例の EPO 訪問](#)

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General)

2 月 12 日、AIPPI 本部の代表団が、欧州特許裁判所（EPO）を訪問しました。代表団のメンバーは次の通りです: John Bochnovic (President)、Felipe Claro (Vice President)、Stephan Freischem (Secretary General)、Laurent Thibon (Deputy Secretary General)、John Osha (Deputy Reporter General)、Ralph Nack (Patents Committee)。

[アジア地域の Independent Member を訪問](#)

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General)

3 月に東京で開催されたミーティングの後、Bureau メンバーの一部が、アジア地域の Independent Member と面会するため、台湾、香港、ベトナムを訪問しました。

[先使用权 – Patents Committee](#) (議題 228)

(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)

AIPPI では、先使用权について検討し、トロントで開催される執行委員会で決議を採択すべきと考え、Patents Committee の委員および Reporter General のチームが、このような趣旨に沿った [質問票](#) を作成しました。各部会においては、2014 年 4 月 30 日までに [質問票](#) の回答を返送いただくようお願いします。

2014年 AIPPI トロント総会

[トロント総会の参加登録が始まりました](#)

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General)

次の AIPPI 総会は、2014 年 9 月 14 日（日）から 17 日（水）まで、カナダのトロントで開催されます。AIPPI 総会は、知的財産分野のテーマに関する意見交換や人脈作りができる素晴らしい機会です。トロントをお待ちしています。

2014 年 AIPPI トロント総会への参加登録については、6 月 9 日までは早期割引料金が適用されます。登録は本部ウェブサイト www.aippi.net で受け付けています。

ダウンロード：[暫定プログラム](#)

ダウンロード：[宿泊・交流行事のパンフレット](#)

AIPPI トロント総会におけるワークショップのお知らせ

(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)

トロント総会における教育プログラムは、準備が着々と進んでいます。今回も 3 日間（9 月 15 日（月）から 17 日（水）まで）にわたり、12 のワークショップを開催します。知的財産に関する 3D プリンティングの影響、国境をまたぐ知的財産権侵害、フリーライドと寄生的行為（parasitism）、コンピュータ実施発明、商標事件における調査証拠の使用、埋込み／フレーム／リンクの著作権に関する側面など、知的財産法におけるホットなテーマを幅広く扱います。また、2008 年のボストン総会や 2012 年のソウル総会で盛況だった特許の模擬裁判に続いて、トロント総会では、知的財産に関する国際的な模擬仲裁を実演します。さらに、過去の会合で盛況だった Pharma Day については、今回も 12 あるワークショップのうち 4 つを医薬業界で関心の高い問題に割り当て、有用性／産業上の利用可能性の開示要件、バイオ後続品、特許期間延長（PTE、SPC）、承認済み医薬品に関する特許紛争の早期解決メカニズムなどを扱います。各ワークショップの説明は、[こちら](#)からご覧になることができます。

[2014年 AIPPI トロント総会－文化交流の夕べ（2014年9月15日）](#)

(Philip C. Mendes da Costa, Chair Organizing Committee)

文化交流の夕べは、開催国の文化に触れることができる、AIPPI 総会の主要行事の一つです。組織委員会にとっては、カナダという（両端で 4.5h もの時差がある）国の文化を、その場から移動もせず、一晩で紹介するのは容易ではありませんが、「Taste of

Canada」でカナダを満喫していただきたいと思います。

2014年 AIPPI トロント総会—スポンサー募集のご案内

(Toronto 2014 Organizing Committee)

トロント総会まで残すところ 5 カ月となり、スポンサーや出展の受付も行っています。スポンサー枠はまだ十分にあります。スポンサーおよび出展に関するパンフレットは下記のリンクからご覧になれます。

<https://www.aippi.org/download/toronto14/Sponsorship.pdf>

今後の行事

2014年4月：世界知的所有権の日 (WIPO)

4月26日は「世界知的所有権の日」です。WIPOでは2000年以降、この日をイノベーションや創造について啓発するための日として、加盟国とともに記念行事を実施しています。今年のテーマは「Movies – A Global Passion」です。職業で知的財産保護に関わる人々や、私生活で権利保護されたコンテンツを利用する人々が、世界であるいは各地域で、経験や知識を共有するための絶好の機会であり、また、現代の社会や経済における知財の役割や、各国の知財制度の現状について語り合う場でもあります。それによって、知的財産保護に対する理解が高まり、将来に向けた新たなアイデアも生まれることでしょう。AIPPI会員の皆様には、自国での記念行事に積極的に参加していただきたいと思っております。詳しくは、[世界知的所有権の日のウェブサイト](#)をご覧ください。

2014年5月：INTA年次総会におけるAIPPIブースー香港、2014年5月10日～14日 (AIPPI General Secretariat)

AIPPIはINTA年次総会に出展します。ご参加の折には、展示ホールのブースNo.138とNo.140へお越しください。トロントおよびリオデジャネイロ（2014年と2015年のAIPPI会合の開催都市）に関する情報やグッズなどを用意してお待ちしています。

2014年6月：第33回年次総会、2014年6月18日～21日 (ECTA)

欧州共同体商標協会(ECTA)の第33回年次総会が、2014年6月18日から21日まで、今年には欧州共同体商標の20周年を記念して、スペインのアリカンテで開催されます。詳細はウェブサイトをご覧ください：www.ecta.org

2014年11月：第15回FICPIオープンフォーラムーバルセロナ、2014年11月5日～8日 (FICPI)

国際弁理士連盟(FICPI)の第15回オープンフォーラムが、2014年11月5日から8日まで、バルセロナで開催されます。

記事・解説

オーストラリア：[後発医薬品と競争法：ACCC vs. Pfizer](#)

(Matthew Swinn, Corrs Chambers Westgarth, Melbourne, Australia)

オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）はこのほど、市場支配力の乱用および独占取引の疑いで、Pfizer社に対する審査に着手し、特許期間の戦略に関する問題にACCCがメスを入れた最初のケースとなりました。

コロンビア：[消費者保護法の違反に対する罰則強化](#)

(Diego Pardo Amézquita, Pinzón Pinzón & Asociados S.A., Bogota, D.C., Colombia)

コロンビアにおける消費者の権利に関する法執行当局は、比較的新しい消費者保護法（2012年）の適切な理解と実施の指針となる、いくつかの決定を出しました。特に注目すべきは、商品やサービスの生産者、小売業者が、不十分な情報提供や虚偽広告の配布によって責任を問われるようになったことです。

ドイツ：[EU著作権規則の見直しに関するパブリックコメントAIPPIは回答を提出](#)

(Jan Bernd Nordemann, BOEHMERT & BOEHMERT, Berlin, Germany)

AIPPIでは、2010年のパリ総会と2011年のハイデラバード執行委員会において、デジタル時代の著作権について集中的に議論しましたが、2013年12月、欧州委員会は「EU著作権規則の見直しに関するパブリックコメント」として、デジタル時代がさらに進む中でのEU著作権法の改正について、アンケート形式で利害関係者からの意見を求めました。AIPPIの著作権に関するSpecial Committeeは、Bureauと連携して、このアンケートに対する回答を提出しました。

ドイツ：[営業秘密指令の提案](#)

(Karolina Schöler, HARTE-BAVENDAMM Rechtsanwälte, Hamburg, Germany)

欧州委員会は、営業秘密保護に関する指令を提案することで、この重要な分野における制度調和と、EU域内の企業のイノベーション力や競争力の強化を目指しています。

スイス：[スイスの法律：エミレーツ航空がドメイン名「www.emirates.ch」を回復](#)

(Thomas Widmer, LALIVE, Geneva, Switzerland)

ドメイン名「[www.emirates.ch](#)」に関するWIPOの裁定を受け、スイス法では、不使用のドメイン名が、どの程度の知的財産権侵害となるかについて議論されています。

英国：[アップル vs. サムスン 判決後の EPO における特許補正](#)

(Gary Moss, EIP, London, UK)

世界的なアップルとサムスンの訴訟についてレポートします。この最新の判決は、イングランド控訴院によるもので、一審の後に、サムスンが EPO における一元的な特許補正を認められたことに関するものです。

米国：[シャーロック・ホームズと部分的な著作権の特殊なケース](#)

(Uli Widmaier, Pattishall, McAuliffe, Newbury, Hilliard & Geraldson LLP, Chicago, USA)

現代の作家は、アーサー・コナン・ドイルの『シャーロック・ホームズ』の要素を自由に利用できるのでしょうか。実際には、パブリックドメインの作品と著作権保護が続いている作品があり、決して「基本的なことだよ、ワトソン君」というわけにはいかず、個別に判断が異なることを明確にした、Klinger vs. Conan Doyle Estate Ltd 事件-- F. Supp. 2d --, 2013 WL 682493 (N.D. Ill. Dec. 23, 2013) について紹介します。

米国：[最高裁が虚偽広告の主張に関する新たな基準を設定](#)

(Uli Widmaier, Pattishall, McAuliffe, Newbury, Hilliard & Geraldson LLP, Chicago, USA)

2014年3月25日、米国最高裁は、Lexmark Int'l, Inc. vs. Static Control Components, Inc. 事件 (No. 12-873) において、虚偽の広告であると主張する当事者は「販売上の利益または企業の評判が損なわれたことの直接の原因が、被告の不実表示であることを証明しなければならない」と判示しました。この見解は、虚偽広告の主張に関する新たな基準を定めるとともに、よく知られている法理を無効にするものです。

各国部会

スペイン：[AIPPI スペイン部会の 50 周年](#)

(Pedro Merino, Vice-President of the Spanish Group)

AIPPI スペイン部会の 50 周年を記念する行事が、バルセロナで開催されました。各国や国際的な知的財産の機関、そしてスペイン国内の裁判官、学者、弁護士、弁理士、企業なども多数参加いただきました。

フィードバック

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者の皆様から募集しています。原稿は最新の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に沿ったものにしていただくようお願いします。

このメールが正しく表示されない場合は、[ウェブサイト](#)からご覧ください。

配信を停止したい場合は、[Unsubscribe](#) から手続きを行ってください。